

市からの 連絡帳



届出

住民基本台帳の閲覧の利用状況

住民基本台帳法（第11条第3項および第11条の2第12項）に基づき、平成21年4月1日～平成22年3月31日までの住民基本台帳の閲覧の状況を公表します。

詳細は、市HP、または情報公開コーナー（両庁舎1階）をご覧ください。

住民基本台帳法第11条第1項による閲覧（国または地方公共団体）...11件

住民基本台帳法第11条の2第1項による閲覧（個人または法人）...47件

❖住民基本台帳法の改正により閲覧制度が平成18年11月1日から変わりました。

改正の概要

- (1)閲覧は公益性が認められる場合に限定。
- (2)閲覧した情報の利用目的、管理責任など提示。
- (3)偽りその他不正な手段による閲覧や目的外利用に対する制裁措置の強化。

市民課 田（☎460 - 9820）

福祉

介護保険サービスで住宅改修を行う際の注意点

介護保険サービスでは、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行った際、支給限度額を20万円として、住宅改修に要した費用の9割が支給されます。

☑介護保険で要支援1・2、要介護1～5いずれかの要介護認定を受けている方

❖専門家への相談 どの位置にどんな手すりをつければよいかなど、住宅改修の具体的な内容は、主治医や理学療法士、ケアマネジャーなどの専門家にも相談し、事前に検討することが大切です。

❖業者の選択 住宅改修はほかの介護サービスと違い、都道府県による事業者の指定制度がありません。そのため、トラブルに遭わないために

も、複数の業者を比較検討するなど慎重に選ぶようにしましょう。

☑工事をする前に、必ず高齢者支援課へ事前に申請をし、承認を受けてください。

詳細は、ケアマネジャーや地域包括支援センターにご相談ください。

高齢者支援課 保（☎438 - 4032）

訪問介護員（2級課程）養成研修受講生募集

市では、高齢社会が進行する中、在宅福祉を充実させるうえで重要な担い手となる市内で働く訪問介護員の養成研修を実施します。

修了には講義・実技・実習のすべての受講が必要です。

☑9月17日(金)～12月17日(金)

☑高齢者センターきらら^ほか

講習時間 講義58時間・実技42時間・実習30時間（計130時間）

3級修了者は、免除科目有り。

詳細日程は、8月16日(月)から高齢者支援課でお渡しします。

☑・☑市内在住・在勤で、すでに訪問介護員として働いている方 訪問介護員として働くことが確定している方 訪問介護員として働くことを希望する方・20人

☑自己負担金5万3,000円

テキスト代5,400円

☑8月16日(月)～25日(水)午前8時30分～午後5時（土・日曜日を除く）に、高齢者支援課（保谷保健福祉総合センター1階、田無庁舎1階）へ。

3級修了者は、3級課程修了証書（写）の添付が必要です。

申込み多数の場合は、抽選。

受講が決定した方には、受講決定通知書を送付します。

高齢者支援課 保（☎438 - 4028）

子育て

平成22年度一時保育事業の利用登録

保護者の就労、社会活動への参加、育児疲れのリフレッシュ、疾病などさまざまな理由で、保育が必要となったとき、一時的に保育園でお子さんをお預りします。

☑市内在住の満1歳～就学前のお子さん

障害のある小学1～4年生までの児童の場合は、午後の時間、一時保育を行います（西原保育園のみ）

一時保育実施保育園・定員

西原保育園・10人以内

ほうやちよう保育園・6人以内

しもほうや保育園・6人以内

（社会福祉法人至誠学舎東京運営）

みどり保育園・6人以内

（社会福祉法人たつの子の会運営）

田無保育園・6人以内

（社会福祉法人大誠会運営）

利用登録 保育課（田無庁舎1階）

または一時保育実施保育園にある申請書で登録してください。登録受付後、一時保育利用登録通知書を送付します。ご利用は、登録通知が届いてからとなります。

平成21年度以前に登録されている方も再登録が必要です。

予約 利用する月の前月の1日午前10時から各保育園へ電話（1日が土・日曜日、祝日の場合は、その月の最初の保育園の平日開所日が受付日となります）

利用日数 利用日数は週3日以内（それぞれの保育園を利用される場合もあわせて3日以内）

保育時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時

☑4時間以内...1,200円（1回）

4時間超過...2,400円（1回）

昼食...200円（1日）

おやつ...150円（1日）

午後5時を超えた場合は、1時間当たり300円を加算

☑西原保育園（☎461 - 9063）

ほうやちよう保育園（☎465 - 1380）

しもほうや保育園（☎421 - 6468）

みどり保育園（☎462 - 4200）

田無保育園（☎461 - 4419）

保育課 田（☎460 - 9842）



ごみ

指定収集袋（ごみ袋）を減免対象者に追加交付

6月に指定収集袋（3か月分）を受領された方に、10月からの指定収集袋を追加交付します。

すでにお渡しした西東京市指定収集袋（ごみ袋）追加交付引換券（黄色の用紙）に記入のうえ、交付場所にお持ちください。

交付日	交付場所
9月4日(土)～10日(金)	保谷庁舎別棟
9月11日(土)～17日(金)	田無庁舎2階
受付時間 午前9時～午後5時 (正午～午後1時を除く)	

❖引換券を紛失された場合

本人が受け取る場合...印鑑持参

代理人が受け取る場合...委任状、代理人の本人確認書類、代理人の印鑑を持参

ごみ減量推進課（☎438 - 4043）

すまい

木造住宅の耐震診断、耐震改修費用の助成

木造住宅の耐震診断費用の助成 ☑昭和56年5月31日以前に建築された市内にある木造住宅で、自己の所有で居住の用に供している住宅。

助成額 6万円を上限に、耐震診断費用の2分の1以内（同一住宅につき1回限り）

木造住宅の耐震改修費用の助成

☑耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合しない住宅で、市の定める基準に適合した耐震改修を行った住宅

助成額 30万円を上限に、耐震改修費用の3分の1以内（同一住宅につき1回限り）

別途、所得税の特別控除制度がありますので、お問い合わせください。

助成金の交付は、耐震診断完了後となります。申請前に診断、または着工された場合は、助成できませんのでご注意ください。

☑必ず事前にご相談ください。建築物の所在、所有者、建築年月日の確

外国籍市民の方へ

「総合防災訓練に参加しませんか」

もしも地震が起きたときに、落ち着いて行動できるように、総合防災訓練に参加しませんか。詳細は1面をご覧ください。

外国人の知り合いがいる場合には、この事業をご案内ください。

☑9月5日(日)午前8時30分田無庁舎集合（午後0時30分散会予定）

☑一時集合場所にバスで移動し、訓練会場で炊き出し訓練、起震車での地震体験など、各種訓練に参加。

☑・☑市内在住・在勤・在学（市内日本語教室を含む）の外国籍の方およびその家族・30人程度

☑はがき・Eメール、またはファックスで、参加者の氏名・住所・電話番号・言語を明記し、8月27日(金)（必着）までに、〒202 - 8555市役所文化振興課「国際交流担当」へ。

Eメールの場合は、件名に必ず「22総合防災訓練(22sougoubousaikunren)」と明記。

共催 NPO法人西東京市多文化共生センター 文化振興課 保

（☎438 - 4040・FAX438 - 2021・✉bunka@city.nishitokyo.lg.jp）

下保谷福祉会館をご利用ください!

現在建て替えを行っている下保谷福祉会館は、従来の福祉会館の貸し出しのほかに右表のとおり、高齢者以外の方も対象とした地域社会の利用に供する施設の貸し出しを予定しています。施設を借りる場合は、事前に登録が必要です。

☑市内在住・在勤・在学者が過半数を占める団体

登録方法 団体構成員の名簿をお持ちになり、8月25日(水)午前9時から下保谷福祉会館事務室で随時受付（午後5時まで。日曜日、祝日、年末年始を除く）

9月中は仮設建物での受付。高齢者支援課 保（☎438 - 4028）

❖下保谷福祉会館（地域利用）施設予約

貸し出し施設	
大広間（全室）	90人まで
大広間（和室）	45人まで
大広間（洋室）	45人まで
和室	30人まで
利用時間	
月～土曜日午後6時～9時	
日曜日・祝日午前9時～午後9時	
予約方法・受付期間	
公共施設予約サービスにより、利用月の2か月前の月の1日～利用日の前日までに予約。	
抽選申込受付期間	
利用月の2か月前の月の1日～7日	
抽選日	
利用月の2か月前の月の8日	
当選確認・申請	
利用月の2か月前の月の9日～15日	